

議案第65号

田原本町公共下水道施設を本市住民の使用に供させることについて

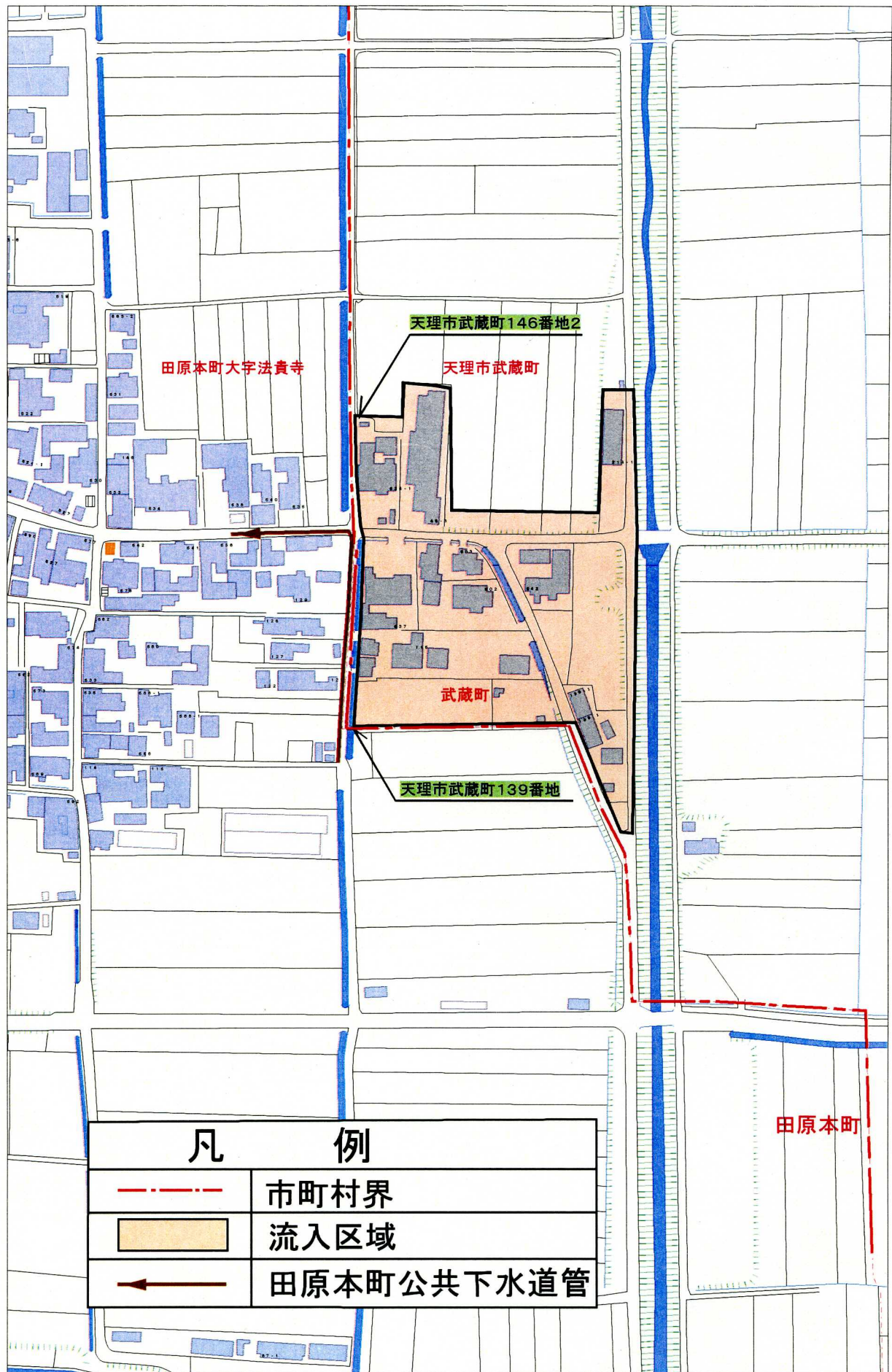
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、下記のとおり田原本町と協議の上、田原本町公共下水道施設を本市住民の使用に供させることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成18年9月7日提出

天理市長 南 佳 策

記

- 1 流入区域 天理市武蔵町139番地から146番地2まで
- 2 流入区域見取図 別紙のとおり
- 3 経費の負担 公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担については、その都度協議する。
- 4 使用条件 使用料は、本市の条例の定めるところによる。



流入区域見取図